

平成25年度 第2次定期監査実施報告書（抜粋）

1. 監査の期間

平成26年1月15日（水）～平成26年3月7日（金）

2. 監査の対象及び説明聴取月日

企画部	秘書広報課	2月	12日
	企業誘致室	2月	13日
	国体推進室	2月	12日
市民生活部	人権・男女共同推進室	2月	13日
	市民生活環境課	2月	12日
健康福祉部	保険年金課	2月	12日
経済部	農林振興課（農業委員会含む）	2月	13日
	農林整備課	2月	14日
	商工観光課	2月	13日
上下水道部	下水道課	2月	13日
教育委員会	教育総務課	2月	14日
	学校教育課	2月	12日

3. 監査の方法

平成25年12月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善及び検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、監査結果の概況は、以下のとおりである。

指摘事項

企業誘致室

1. 「土木積算システム保守管理委託業務」について、見積書を徴する起案から、見積り依頼、契約締結の起案、契約の締結までが全て同日に施行されていることは、形式的には整っているものの不自然さが残る。今後の契約事務について適正に執行されたい。

人権・男女共同推進室

1. 「橋本市人権啓発推進連絡協議会補助金」は、当該協議会の経常経費として毎年、多額の補助金を支出していることから、橋本市補助金等交付規則とは別に、独自の補助金交付要綱の制定を検討されたい。
2. 「橋本市人権啓発推進連絡協議会」は人権・男女共同推進室内に事務局が設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第 13 条 1 項第 2 号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第 13 条第 1 項第 3 号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。
3. 名古屋文化センターにおいて購入された「デジタルカメラ」は、「名古屋文化センター運営委員会事業委託費」より支出されているが、同委託事業費としては予算計上されておらず、予算の流用であり適正とは言えない。今後は、文化センターにおける備品購入費として予算計上されるよう改善されたい。

市民生活環境課

1. 「橋本市斎場火葬業務委託」について、委託契約書に「契約保証金 5,512,500 円」の記載があるが、現況は橋本市契約事務規則第 33 条第 2 項第 7 号の規定に基づき免除されている。それならば、契約締結の起案段階で契約保証金の免除についても承認を得た上で、契約書に「契約保証金 免除」と記載すべきである。
2. 「橋本市ボランティアサークル連絡協議会補助金」について、交付申請書の金額と交付決定通知書の金額が相違している。これは、橋本市補助金等交付基準に基づき審査委員会において審査され、貢献度補正として申請額に加算されたためであるが、それならば、その内容を交付決定通知書に記載すべきである。
3. 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「橋本市民活動支援事業審査会」については現在要綱に基づき運用されており、これは法

律の定めがないことから、条例の制定が必要である。

4. 「橋本市衛生自治会」の事務所は市民生活環境課内に設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第 13 条 1 項第 2 号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第 13 条第 1 項第 3 号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。

農林振興課

1. 「橋本市農業ふれあい公園」土地建物貸付収入として、紀北川上農協より 3,000 千円が納入されている。当該公園は、平成 25 年 12 月末までは公園として県の用途指定があり、且つ、本市との指定管理の協定は平成 26 年 3 月 31 日までの締結となっている。協定書 第 14 条にも「協力金 3,000 千円」の記載があることから、本年度において土地建物貸付収入として計上することは妥当ではないため、土地建物貸付収入としての調定及び収入を取消し、昨年度までと同様、寄附金として収納されたい。
2. 「橋本市民の森草刈等委託業務」について予定価格は非公表であったが、落札業者の見積り価格が市の設定した予定価格と同額の 590,040 円であり、不自然さが残る。今後は予定価格の設定について、橋本市契約事務規則第 10 条（予定価格の決定）に基づき適正に行われるとともに、より経済性を考慮したものとなるよう積算方法について見直されたい。
3. 同「橋本市民の森草刈等委託業務」について、見積施行伺いの起案から、見積り依頼、契約締結伺いの起案、契約の締結までが全て同日に施行されていることは、形式的には整っているものの不自然さが残る。今後の契約事務について適正に執行されたい。
4. 「橋本市農業再生協議会」へ交付している「直接支払推進事業補助金」について、橋本市補助金等交付規則第 3 条に規定されている交付申請添付書類である役員名簿が添付されていないことから、今後は規定に基づく添付書類を確実に徴すること。
5. 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「農業振興地域整備促進協議会」「農業振興推進対策委員会」「農業経営改善推進会議」「人・農地プラン検討会」については、現在、規則及び要綱に基づき運用されており、これは法律の定めがないことから、条例の制定が必要である。
6. 「まっせ・はしもと実行委員会」、「橋本市農業再生協議会」は農林振興課内に事務局が設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第 13 条 1 項第 2 号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第 13 条第 1 項第 3 号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。

農林整備課

1. 「橋本市せせらぎ公園維持管理委託業務」については随意契約であるが、選定業者より徴した見積り価格が、市の設定した予定価格 540,960 円と同額であったことから、今後は橋本市契約事務規則第 10 条（予定価格の決定）に基づき、より経済性を考慮したものとなるよう予定価格の積算方法について見直されたい。

商工観光課

1. 「橋本市観光協会」は官民一体となって観光振興を行う市内唯一の組織として位置づけられており、事務局は商工観光課内に設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第 13 条 1 項第 2 号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第 13 条第 1 項第 3 号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」の規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。
2. 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「橋本市大型作業場運営委員会」については、規則に基づき運用されていることから、条例の制定が必要である。

教育総務課

1. 「自家用電気工作物保安管理業務委託」については随意契約であるが、選定業者より徴した見積り価格が、市の設定した予定価格 1,592,244 円と同額であったことから、今後は橋本市契約事務規則第 10 条（予定価格の決定）に基づき、より経済性を考慮したものとなるよう予定価格の積算方法について見直されたい。

学校教育課

1. 幼稚園保育料及び入園料の収入未済金について、現在は、記録簿での管理であるため、債務者個々の「滞納者管理簿」を作成されたい。
また、現在滞納者へ送付している「幼稚園保育料納付のお願い」の文書については、「督促状」、「催告書」として明確になるよう文書の文言について検討されたい。